

広島県企業局告示第一号

広島県と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約（平成元年四月一日施行）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十六年十一月二十七日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

第一条各号を次のように改める。

- 一 甲の設置する沼田川水道用水供給水道に係る上水道施設（以下「上水道施設」という。）のうち、坊土浄水場（以下「浄水場」という。）から尾道市高須町字瘡神谷西尾道分水点に至るまで、浄水場から尾道市因島大浜町字椎木大浜分水点を經由し尾道市瀬戸田町林字三軒屋瀬戸田分水点に至るまで及び浄水場から福山市沼隈町大字常石字敷名西内海分水点に至るまでの送水施設（以下「送水施設」という。）のうち送水管路、加圧ポンプ及び調整池（坊土調整池を除く。）の管理に関する事務並びに送水施設に係る水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十条第一項に規定する水質検査（以下「水質検査」という。）に関する事務
- 二 浄水場及び上水道施設のうち西藤取水場に係る水質検査に関する事務
- 三 前二号に掲げる事務に伴い生ずる不用物件の処分に関する事務